

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社セゾンテクノロジー		コード	9640
提出日	2026/5/26	異動（予定）日	2026/6/23	
独立役員届出書の提出理由	2026年6月23日の定時株主総会終結の時をもって社外監査役の小川憲久氏が選任することに伴い、独立役員から指定解除となるため。			
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）				

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）												異動内容	本人の 同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当 なし	
1	長瀬 吉昌	社外取締役															
2	マニヤン 麻里子	社外取締役	○													○	有
3	黒田 はるひ	社外取締役	○													○	有
4	小林 隆博	社外監査役	○													○	有
5	水上 恵理	社外監査役	○													○	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1		同氏は、大和証券㈱や㈱パッファロー等にて、長きに渡り会社経営全般に携わっており、金融業界の知見、コンプライアンス・IR・M&Aに関する知見、幅広い会社経営の知見及び経験を豊富に有しております。同氏の知見及び経験が、当社の企業価値向上に資するとともに、取締役会の意思決定を行う上での適時適切な助言が期待されることから、社外取締役として選任をお願いするものであります。
2		同氏は、フランスでの出版社や、アメリカでの金融業界において商品開発や営業に従事し、グローバルな環境での事業活動を通じて、ダイバーシティー&インクルージョンなどの考え方が確立しており、また2016年には起業し経営者としての経験も有しております。同氏の知見、経験、多様な視点が、当社のサステナビリティ経営の向上に資するとともに、業務執行を担う経営陣から独立した立場から、取締役会の意思決定を行う上での適時適切な助言が期待されるとともに、一般株主をはじめとしたステークホルダーと利益相反の生じる恐れがなく、かつ独立役員としても要件を満たしていることから、同氏を独立役員として指定しています。
3		同氏は、弁護士として、M&A・企業再編・事業継承、またコンプライアンス体制構築支援などの専門的知見を有していることから、法的観点から有益な意見を得られるなど、当社の企業価値向上に資するとともに、業務執行を担う経営陣から独立した立場から、取締役会の意思決定を行う上での適時適切な助言が期待されるとともに、一般株主をはじめとしたステークホルダーと利益相反の生じる恐れがなく、かつ独立役員としても要件を満たしていることから、同氏を独立役員として指定しています。
4		同氏は、長年にわたり株式会社リコーにおいて主に海外における事業企画およびマーケティングに携わられた後、同社の経理本部事業支援部長および複数社の取締役または監査役を務められており、豊富な経験と幅広い見識を有しています。同氏がその経歴を通じて培ったグローバル事業展開および企業経営に関する経験と見識を、当社の監査に活かせるとともに、一般株主をはじめとしたステークホルダーと利益相反の生じる恐れがなく、かつ独立役員としても要件を満たしていることから、同氏を独立役員として指定しています。
5		同氏は、公認会計士および税理士として、国際税務や海外子会社等の管理業務について豊富な経験や専門知識を有しております。同氏がその経歴を通じて培った経験と見識を、経営陣から独立した立場で当社の監査に反映し、独立かつ公正な立場による客観的な監査意見を期待されるとともに、一般株主をはじめとしたステークホルダーと利益相反の生じる恐れがなく、かつ独立役員としても要件を満たしていることから、同氏を独立役員として指定しています。

4. 補足説明

--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものとご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。

※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。